

業務方法書の一部改正について

1. 業務方法書（平成16年5月6日通知）

新	旧
<p>（承認の基準等）</p> <p>第10条 当社は、前条の申請を行った者（以下「資格取得申請者」という。）について、次の各号に掲げる事項その他金融商品債務引受業等の運営に関して必要と認める事項すべてに適合すると認めるときは、清算資格の取得を承認するものとする。</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2）財務基盤</p> <p>清算資格を取得すべき期日までに、次のa又はbに掲げる区分に従い、当該a又はbに定める基準に適合すると見込まれること。</p> <p>a 金融商品取引業者（法第2条第9項に規定する金融商品取引業者のうち、法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業者をいう。以下同じ。）</p> <p>（a）～（c）（略）</p> <p><u>（d）特別金融商品取引業者（法第57条の5第2項の届出を行う者に限る。以下同じ。）</u> <u>にあつては、連結自己資本規制比率が200パーセント以上であること。</u></p> <p>b（略）</p> <p>（3）（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>（DVP参加者の業務方法書違反等に係る措置）</p> <p>第30条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 当社は、DVP参加者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、当該DVP参加者を審問のうえ、その事由の消滅するまで、当該DVP参加者を当事者とする清算対象取引に基づく債務の引受けの全部又は一部の停止を行うことが</p>	<p>（承認の基準等）</p> <p>第10条 当社は、前条の申請を行った者（以下「資格取得申請者」という。）について、次の各号に掲げる事項その他金融商品債務引受業等の運営に関して必要と認める事項すべてに適合すると認めるときは、清算資格の取得を承認するものとする。</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2）財務基盤</p> <p>清算資格を取得すべき期日までに、次のa又はbに掲げる区分に従い、当該a又はbに定める基準に適合すると見込まれること。</p> <p>a 金融商品取引業者（法第2条第9項に規定する金融商品取引業者のうち、法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業者をいう。以下同じ。）</p> <p>（a）～（c）（略）</p> <p>（新設）</p> <p>b（略）</p> <p>（3）（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>（DVP参加者の業務方法書違反等に係る措置）</p> <p>第30条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 当社は、DVP参加者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、当該DVP参加者を審問のうえ、その事由の消滅するまで、当該DVP参加者を当事者とする清算対象取引に基づく債務の引受けの全部又は一部の停止を行うことが</p>

<p>できる。</p> <p>(1) ~ (3) (略)</p> <p><u>(4) 特別金融商品取引業者について、連結自己資本規制比率が120パーセントを下回ったとき。</u></p> <p><u>(5) (略)</u></p> <p><u>(6) (略)</u></p> <p>4・5 (略)</p> <p>(決済銀行業務の停止)</p> <p>第80条 当社は、決済銀行が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該決済銀行が第72条第1項各号に掲げる当社との間の資金の受払いを行うことを停止するものとする。</p> <p>(1) 第30条第3項各号(第5号については銀行等に係る基準に限る。)のいずれかに該当することとなったとき。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>できる。</p> <p>(1) ~ (3) (略)</p> <p>(新設)</p> <p><u>(4) (略)</u></p> <p><u>(5) (略)</u></p> <p>4・5 (略)</p> <p>(決済銀行業務の停止)</p> <p>第80条 当社は、決済銀行が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該決済銀行が第72条第1項各号に掲げる当社との間の資金の受払いを行うことを停止するものとする。</p> <p>(1) 第30条第3項各号(第4号については銀行等に係る基準に限る。)のいずれかに該当することとなったとき。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>2・3 (略)</p>
---	--

## 2. 附則

この改正規定は、平成23年4月1日から施行する。